

原文

指摘事由 日韓基本条約締結時における竹島問題の処理について誤解するおそれのある表現である。

漁業問題では、日本からの協力資金とひきかえに、朝鮮半島周辺の公海に設定していた李承晩ライン(韓国名は平和ライン)を撤廃した。日韓の領土問題である竹島(韓国名は独島)の帰属は未解決とされた。また在日朝鮮人のうち、韓国籍を有する人々の法的地位・処遇などが認められ、韓国籍と異なる朝鮮籍の人々とのあいだに永住権の扱いなどでの差が生じた。朝鮮籍の人々の永住権が法律で認められたのは1982年からである。

修正文

漁業問題では、日本からの協力資金とひきかえに、朝鮮半島周辺の公海に設定していた李承晩ライン(韓国名は平和ライン)を撤廃した。また在日朝鮮人のうち、韓国籍を有する人々の法的地位・処遇などが認められ、韓国籍と異なる朝鮮籍の人々とのあいだに永住権の扱いなどでの差が生じた。朝鮮籍の人々の永住権が法律で認められたのは1982年からである。なお、日韓双方が領有権を主張している竹島(韓国名は独島)の帰属は、決定されなかった。